

入札公告

下記のとおり、一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る契約の締結時期は、令和 8 年度予算の成立日以降とします。

記

1 競争に付する事項

- (1) 件 名： 政府所有米穀の販売等業務
- (2) 仕 様： 令和 8 年度政府所有米穀の販売等業務における入札実施要領（以下「実施要領」という。）による。
- (3) 実施期間： 契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法： 消費税及び地方消費税相当額を含まない取扱手数料、保管経費、加工原材料用運送経費及び飼料用運送経費並びに数量にて行うものとする。

2 入札参加資格

- (1) 入札に参加する資格を有する者（共同企業体（複数の企業が販売等業務（農林水産省の指示に基づく政府所有米穀の販売（学校給食用等政府備蓄米交付要領（平成 21 年 5 月 20 日付け 21 総食第 47 号総合食料局長通知）第 4 の交付に該当する場合にあっては、その交付をいう。以下「販売等」という。））、保管、運送等の一連の業務をいう。以下同じ。））を実施することを目的として形成する事業組織体をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の全ての条件を満たす者とする。
 - ① 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）第 15 条において準用する同法第 10 条第 1 号から第 11 号までに該当しない者であること。これらの規定の適用に当たっては、同法同条中「官民競争入札対象公共サービス」は「本業務」と、「公共サービス実施民間事業者」は「者」と読み替えるものとし、同法同条第 1 号の適用に当たっては、同号中の総務省令も適用があるものとする。
 - ② 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定により一般競争入札に参加させることができない者に該当しないこと。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する「特別な理由がある場合」に該当する。
 - ③ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - ④ 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競

争参加資格を有する者であること。

- ⑤ 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4314 号生産局長通知）及び食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）に係る物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4315 号生産局長通知）に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 47 条第 2 項に規定する届出事業者であること。
- ⑦ 米穀の出荷又は販売等の業務に 3 年以上従事した経験を有する役職員及び倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 11 条に定める倉庫管理主任者として米穀の保管管理業務に従事した経験を有する役職員を主たる事務所にそれぞれ 1 名以上配し、販売等業務に専従させることができること。
- ⑧ 米穀の保管業務、運送業務、販売必要業務並びに販売等を行うことができない米穀及び空包装等の処理業務（以下「保管運送等業務」という。）について、それぞれ次に掲げる者であること。なお、政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することとしている場合（再委託先以降が更に委託する場合を含む。）は、その業務について、それぞれ次に掲げる者に委託することを明らかにしていること。

ア 保管業務

倉庫業法の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）の規定に基づき保管を行う者又は中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）の規定に基づき保管を行う者

イ 運送業務

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）に規定する一般貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第 82 号）に規定する貨物利用運送事業者

ウ 販売必要業務

(ア) カビ確認及びカビ毒検査

実施要領別添 1「業務仕様書」第 6 章第 4 節第 1 の 1 (1)に定める体制が整備されている者

(イ) とう精

実施要領別添 1「業務仕様書」別紙 6 の 1 に定める要件を満たす工場を所有し、米穀を適切にとう精・管理できる者

(ウ) 備蓄用精米加工

実施要領別添 1「業務仕様書」別紙 7-1 の 1 に定める要件を満たす工場を所有し、備蓄用精米を適切に製造・管理できる者

(エ) 備蓄用アルファ化米加工

実施要領別添 1「業務仕様書」別紙 7-2 の 1 に定める要件を満たす工

- 場を所有し、備蓄用アルファ化米を適切に製造・管理できる者
- (ウ) 学校給食用等政府備蓄米交付要領第3の1に定める交付対象者（同要領第3の2に該当する者を除く。）への発送荷役
- 別添1「業務仕様書」第6章第4節第4に即し、学校給食用等政府備蓄米交付要領第3の1に定める交付対象者（同要領第3の2に該当する者を除く。）への発送荷役を適切に実施できる者
- エ 販売等を行うことができない米穀及び空包装等の処理業務
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に規定する一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は同法第14条に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者
- ⑨ 政府所有米穀の保管運送等業務について、
- ア 民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）ごとの取扱予定数量の30%を超えて
- イ 政府所有米穀の保管運送等業務を再委託することにより農林水産省が受託事業体に支払うこととなる保管等経費（委託費から取扱手数料を除いた経費をいう。）の総額の30%を超える額について
- 再委託先（再委託先以降が更に委託する相手方を含む。）との間で、互いに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（平成18年政令第228号）第3条に定める特定支配関係を有する親会社・子会社、共通の親会社、役員・管財人の兼務等の関係がないこと。
- ⑩ 米穀の販売実績（4千トン／年（直近年又は直近3カ年平均）以上）及び全国における需要に応じた政府所有米穀の販売等を行う拠点又は販売網を有すること。
- ⑪ 日本において設立された法人であって、自己資本額及び銀行等の融資証明を得ている額の合計が10億円以上であること。
- ⑫ コンプライアンス体制並びに実施要領別添1「業務仕様書」第6章第9節第1の実績報告及び情報の提供について電子媒体により実施することができる情報管理システムが整備されていること。
- ⑬ 入札参加者又はその役員が米穀の流通に関する法令（米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第1章I第3の1(1)イに定める法令をいう。）の規定により罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- ⑭ 入札参加者の親会社等（公共サービス改革法第10条第9号に規定する親会社等をいう。）が前号に該当しないこと。
- ⑮ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、その状態が継続している者でないこと。

- ⑯ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
 - ⑰ 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
- (2) 入札に参加する資格を有する共同企業体は、次の全ての条件を満たす者とする。
- ① 共同企業体の構成員のいずれかが、(1)⑥から⑧まで及び⑩の条件を満たしていること。
 - ② 共同企業体の構成員全てが日本において設立された法人であって、構成員の自己資本額及び銀行等の融資証明を得ている額の合計が 10 億円以上であること。
 - ③ 共同企業体の構成員の全てが、(1)①から⑤まで、⑨及び⑫から⑰までの条件を満たしていること。この場合、⑬及び⑭中「入札参加者」とあるのは、「共同企業体の構成員」と読み替えるものとする。
 - ④ 共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として、又は単独で、本入札に参加する者でないこと。

3 落札者決定に当たっての方法

入札は、農林水産省が委託しようとする外国産米穀の数量に達するまで、特別会計に関する法律施行令（平成 19 年政令第 124 号）第 19 条第 4 項の規定に基づき落札者を複数選定する。

- (1) 入札書に記載する単価を次の算式で算出した価格（実施要領第 5 の 2 (2)②の取扱手数料、保管経費（積数計算方式（注）による単価）、加工原材料用運送経費及び飼料用運送経費それぞれの単価が予定価格の範囲内のものに限る。）の低い者から順次、当該者の外国産米穀の取扱希望数量の和が外国産米穀の委託予定数量（60 万トン）に達するまで落札者として決定する。ただし、2 に規定する入札参加資格を満たしていないことが確認された者については、落札者としなない。

（注）保管期（暦日によって、1 日から 10 日まで、11 日から 20 日まで、21 日からその月の月末までをそれぞれ 1 期とする。以下同じ。）における政府所有米穀の前期からの繰越数量と入庫数量（業務実施者（受託事業者その他販売等業務に従事する者をいう。以下同じ。）が政府所有米穀を保管する倉庫から、同一の期内に当該業務実施者が管理する別の倉庫へ移動（農産局長の指示その他正当な理由による移動を除く。）した数量を除く。）の合計数量に単価を乗じる方式。

【算式】

保管経費入札単価（円／期・トン）×20 万トン（国内産米穀保管予定数量）
 ×111 期※ 1（契約期間の保管期数）×22 万トン／60 万トン（取扱希望数量上限／外国産米穀の販売予定数量）＋取扱手数料入札単価（円／トン）×44 万トン※ 2
 ＋加工原材料用運送経費入札単価（円／トン）× 4 万トン※ 3＋飼料用運送経費入札単価（円／トン）×18 万トン※ 4＝落札者決定に用いる価格

※1 「111期」は、国内産米穀（20万トン）について、令和9年3月1日から保管を開始し、令和12年3月31日まで保管し続けることを前提とした保管期の数である。

※2 $[(\text{外国産米穀}(60\text{万トン})\text{の販売予定数量}) + (\text{20万トン(国内産米穀保管予定数量)} \times \text{3年間(国内産米穀の保管期間)})] \times 22\text{万トン} / 60\text{万トン}$ （取扱希望数量上限／外国産米穀の販売予定数量）

※3 $\text{外国産米穀の販売予定数量}(60\text{万トン}) \times \text{加工原材料用販売予定割合}(20\%) \times 22\text{万トン} / 60\text{万トン}$ （取扱希望数量上限／外国産米穀の販売予定数量）

※4 $(\text{外国産米穀の販売予定数量}(60\text{万トン}) \times \text{飼料用販売予定割合}(80\%)) \times 22\text{万トン} / 60\text{万トン}$ （取扱希望数量上限／外国産米穀の販売予定数量）

(2) 落札者決定に用いる価格が同価格である者が2者以上ある場合は、入札書に記載した外国産米穀の取扱希望数量の多い者を先順位とし、当該取扱希望数量が同一である場合は、くじでその順位を決定する。

(3) 最後の順位の落札者の外国産米穀の取扱希望数量が他の落札者の外国産米穀の取扱希望数量と合計して外国産米穀の委託予定数量を超える場合は、その超える数量については、落札がないものとする。この場合、加工原材料用の用途に販売する予定数量については、外国産米穀の取扱希望数量との比率を維持しつつ、変更されるものとする。

(4) 予定価格の範囲内の取扱手数料単価、保管経費単価、加工原材料用運送経費単価及び飼料用運送経費単価を提示した入札参加者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、落札者としがないことがある。

① 提示した取扱手数料単価、保管経費単価、加工原材料用運送経費単価及び飼料用運送経費単価がそれぞれの予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合又は、当該入札参加者による販売等業務の実施状況の確認その他の本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合。

② 当該入札参加者と契約を結ぶことが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合。

(5) (4)の規定を適用するため、農林水産省は、落札者の決定を保留し、入札価格の設定理由等について、調査を行った上で落札者とするか判断することがある。この場合、入札参加者は、調査に協力するものとする。

4 実施要領、入札説明書及び契約書（案）を交付する日時及び場所

(1) 日時：令和8年3月11日（水）～令和8年4月2日（木）

午前10時00分～午後5時00分

(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)

(2) 場所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米穀業務班(別館2階ドアNo.別211)

(郵送による交付を希望する場合は、名刺及び宛名明記の返信用封筒(角2封筒)を同封し、返信用切手510円を添付して、令和8年3月27日(金)(必着)までに交付場所宛てに請求すること。)

なお、本案件は調達ポータル「調達情報の検索」でもダウンロード可
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>

5 説明会の日時及び場所

(1) 日時：令和8年3月23日(月) 午後3時00分

(2) 場所：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農産局第3会議室(別館2階ドアNo.別219)

6 入札書、審査書類等の提出方法

入札書は、封かんの上、封筒の表に朱書きで「販売等業務入札書」と記入し、審査書類等と併せて、持参又は郵送により令和8年4月3日(金)午後5時までに提出するものとする。

なお、郵送により提出する場合は、特定記録等、記録が確実に残る方法により送付するものとする。

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課米穀業務班

7 入札(開札)を執行する日時及び場所

(1) 日時：令和8年4月9日(木) 午後2時00分

(2) 場所：東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

農産局第4会議室(別館2階ドアNo.別206)

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 入札の無効又は取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

① 入札書等を郵送で提出する場合であって、提出期限までに入札書等が到着しなかった場合

② 1者が1件(共同企業体の構成員として入札に参加した件数を含む。)を超

えて入札に参加した場合

- ③ 入札書等に虚偽の記載を行った場合
- ④ 入札参加者が本公告に示した参加資格を有していない場合
- ⑤ 他の入札参加者との間に、親会社・子会社（2(1)⑨の特定支配関係をいう。）、共通の親会社、役員・管財人の兼務等の関係があり、公正な入札が実施できないと認められる場合
- ⑥ その他入札への参加を無効にすることが必要であると農林水産省農産局長が認める場合

(2) 入札参加者が5人に満たない場合は、当該入札を取り消すことがある。

10 その他

- (1) 落札者が再委託をする場合（再委託先以降が更に委託する場合を含む。）は、契約書（案）に従って、再委託先に、不公正な取引方法を用いて販売等業務を再委託させてはならない。
- (2) 本公告に記載のない事項は、入札説明書による。
- (3) 入札を希望する者は、必ず4の交付を受けること。

令和8年3月11日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 山口 靖

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、当省のホームページ
(<https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/index.html>) を御覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。

入札説明書

この入札説明書は、政府所有米穀の販売等業務に係る競争入札に参加しようとする者に、入札を行うため必要な事項（入札公告に記載された事項を除く。）について説明するものである。

1 業務内容

販売等業務の内容は、令和8年度政府所有米穀の販売等業務における入札実施要領（以下「実施要領」という。）別添1「業務仕様書」のとおりとする。

なお、政府所有米穀の取扱予定数量については、外国産米穀の輸入状況及び国内産米穀の買入状況等により変動することがあることに留意する。

2 業務実施期間

販売等業務の実施期間は、契約締結日から令和12年3月31日までとする。

3 予算額

販売等業務の予算総額は、37,562,843千円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

4 入札参加心得等

- (1) 入札参加者は、入札公告、この入札説明書、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第2章から第9章まで及び実施要領並びに政府所有米穀の販売等業務委託契約書案（以下「委託契約書案」という。）を熟知の上、入札しなければならないものとし、入札後これらの内容の不知、不明等を理由とした異議を申し立てることはできないものとする。

(2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

(3) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする場合等において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

5 入札書、企画書等の作成方法、提出場所、提出方法及び提出部数等

入札参加者は、実施要領第 4 の 2 に定めるもののほか、次に定めるところにより、入札書、企画書その他審査に必要な書類を提出すること。

(1) 入札書

① 入札書は、別紙様式によるものとし、数字は算用数字により鮮明かつ明確に記載するものとする。

② 入札書に記載する単価は、実施要領第 5 の 2 (2) ② に定める取扱手数料の 1 トン当たりの円単位の単価、政府所有米穀を保管する場合の保管経費の 1 期・1 トン当たりの円単位の単価並びに政府所有米穀を加工原材料用及び飼料用に販売するためのそれぞれの運送経費の 1 トン当たりの円単位の単価とし、円未満の端数は付けてはならない。

なお、加工原材料用の運送経費単価は、委託契約書案付録の運送経費に記載した庫出料を含めた単価、また、飼料用の運送経費単価は、委託契約書案付録の運送経費に記載した庫出料及びバラ化経費を含めた単価を入札書に記載するものとする。

また、運送経費単価の目安となる平均の運送距離は、加工原材料用にあつては 100 km、飼料用にあつては 150 km とする。

③ 政府所有米穀の保管運送等業務の全部又は一部を再委託することとしている場合（再委託先以降が更に委託する場合を含む。）は、再委託先からの見積金額を考慮した単価を入札書に記載するものとする。

④ 入札書に記載する外国産米穀の取扱希望数量は、22 万トン以下とする。また、外国産米穀の取扱希望数量と併せて、当該取扱希望数量の 2 割以上で、1 千トンを単位として、当該取扱希望数量のうち加工原材料用の用途に販売する予定数量を記載する。

⑤ 代理人をして入札する場合は、入札書に、入札参加者本人の名称又は氏名を

記載するとともに、代理人であることを表示の上、代理人の名称又は氏名を記載するものとする。なお、復代理人をして入札する場合も、これに準じる。

⑥ 入札金額及び取扱希望数量を訂正した場合は無効とする。

(2) 本入札に関する問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

(別館2階ドアNo.別211)

担当者 上藤、高梨、新木 電話 03-6744-1354

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出に当たっての留意事項

① 直接持参により入札書等を提出する場合の受付時間は、平日の午前10時から午後5時までとする。

② 入札書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

③ 入札書等は、非公開とする。

6 契約の締結

(1) 食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長と契約候補者は、別添により作成された政府所有米穀の販売等業務委託契約書（以下「委託契約書」という。）（2部）により、契約を締結する。

(2) 委託契約書第3条に規定する委託費の限度額は、契約者の取扱予定数量により3の予算額を按分した額とする。

7 情報管理システムの運用準備

契約者は、政府所有米麦情報管理システムを利用しようとする場合は、販売等業務委託契約締結後、農林水産省農産局長の指示に従い、政府所有米麦情報管理システムの事前運用を行うとともに、操作の習熟に努める。

別紙様式

令和8年度政府所有米穀の販売等業務入札書

年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官

農林水産省農産局長 山口 靖 殿

住 所

名 称

代表者 役職

氏名

委託契約書（案）、実施要領等を承諾の上、下記により入札いたします。

記

1 入札価格

- ・ 取扱手数料 1 トンにつき 円
- ・ 保管経費 1 期・1 トンにつき 円
- ・ 加工原材料用運送経費 1 トンにつき 円
- ・ 飼料用運送経費 1 トンにつき 円

2 外国産米穀の取扱希望数量

- (1) 万トン
- (2) 上記数量のうち加工原材料用の用途に販売する数量 万トン